

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】 3

◇ 告 示

- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 5
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 6
- 港湾施設の等級の指定の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 8

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴い、指定検査機関の指定等に係る手続を定めることにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

北九州市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第19号

北九州市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北九州市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北九州市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条を第19条とし、第13条を第18条とする。

第12条の表以外の部分中「この」を「省令及びこの」に、「届書」を「届出書」に改め、同条の表中

「

第2条、第3条又は第9条の規定による申請書等	市長。ただし、保健所長を経由すること。	1部
------------------------	---------------------	----

を

」

「

省令第34条、第35条、第39条、第40条から第42条まで又は第44条の規定による申請書等	市長	1部
第2条、第3条又は第9条の規定による申請書等	市長。ただし、保健所長を経由すること。	1部

に

」

改め、同条を第17条とする。

第11条の次に次の5条を加える。

（指定検査機関の指定）

第12条 市長は、法第21条第1項の規定による指定をしたときは、指定書を交付するものとする。

2 市長は、法第21条第1項の規定による指定をしないときは、不指定通知書にその理由を付して通知するものとする。

（指定検査機関の役員を選任等の認可）

第13条 市長は、法第26条第1項の規定による認可をしたときは、認可書を交付するものとする。

2 市長は、法第26条第1項の規定による認可をしないときは、不認可通知書にその理由を付して通知するものとする。

(指定検査機関の業務規程の認可)

第14条 市長は、法第28条第1項の規定による認可をしたときは、認可書を交付するものとする。

2 市長は、法第28条第1項の規定による認可をしないときは、不認可通知書にその理由を付して通知するものとする。

(指定検査機関の事業計画の認可)

第15条 市長は、法第29条第1項の規定による認可をしたときは、認可書を交付するものとする。

2 市長は、法第29条第1項の規定による認可をしないときは、不認可通知書にその理由を付して通知するものとする。

(指定検査機関の業務の休廃止の許可)

第16条 市長は、法第32条第1項の規定による許可をしたときは、許可書を交付するものとする。

2 市長は、法第32条第1項の規定による許可をしないときは、不許可通知書にその理由を付して通知するものとする。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市告示第 88 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、北九州市戸畑区、若松区、八幡東区及び八幡西区における特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 5 号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成 29 年 3 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
平成 29 年 5 月 8 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	10 時～12 時 13 時～16 時	戸畑区内の特定計量器の所在の場所
平成 29 年 5 月 25 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	10 時～12 時 13 時～16 時	若松区内の特定計量器の所在の場所
平成 29 年 6 月 22 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	10 時～12 時 13 時～16 時	八幡東区の特定計量器の所在の場所
平成 29 年 7 月 18 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	10 時～12 時 13 時～16 時	八幡西区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに平成 29 年 12 月 29 日から平成 30 年 1 月 3 日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人 北九州市計量士会

北九州市告示第 89 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78-10 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

3 係留施設の岸壁の表の小倉の項中

浅野南 岸壁	小倉北 区浅野 二丁目	90.00 (取付) 28.00	8.0	-5.5	2.0
砂津西 部1号 岸壁	小倉北 区浅野 三丁目	165.80	15.0	-9.0	3.2
砂津西 部2号 岸壁	小倉北 区浅野 三丁目	32.00	15.0	-9.0	3.2

を

浅野南 岸壁	小倉北 区浅野 二丁目	90.00 (取付) 28.00	8.0	-5.5	2.0
-----------	-------------------	------------------------	-----	------	-----

に

改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の小倉の項中

浅野南岸壁荷さばき 地	小倉北区浅 野二丁目	462.26	1級
砂津西部1号岸壁荷 さばき地	小倉北区浅 野三丁目	3,899.87	1級

を

浅野南岸壁荷さばき 地	小倉北区浅 野二丁目	462.26	1級
----------------	---------------	--------	----

に

改める。

8 保管施設の野積場の表の小倉の項中

高浜4号野積場	小倉北区末広二丁目	7,805.90	2級	を
---------	-----------	----------	----	---

高浜4号野積場	小倉北区末広二丁目	7,805.90	2級	に
砂津野積場	小倉北区浅野三丁目	1,682.76	1級	

改める。

11 港湾環境整備施設の緑地の表の小倉の項中

浅野臨海部防災1号緑地	小倉北区浅野三丁目	4,704.10	を
-------------	-----------	----------	---

砂津緑地	小倉北区浅野三丁目	4,211.00	に
浅野臨海部防災1号緑地	小倉北区浅野三丁目	4,704.10	

改める。

北九州市告示第90号

港湾施設の等級の指定（平成9年北九州市告示第134号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月24日

北九州市長 北橋健治

表以外の部分中「別表」を「別表第1」に改め、表の荷さばき地の一般ふ頭の項中「ふ頭」を「埠頭」に改め、同表の荷さばき地の一般ふ頭の1級地の項中

「

浅野南岸壁荷さばき地	小倉北区浅野三丁目	
砂津西部1号岸壁荷さばき地	小倉北区浅野三丁目	舗装部分に限る。

を

「

浅野南岸壁荷さばき地	小倉北区浅野三丁目	
------------	-----------	--

に

改め、同表の荷さばき地の重量物ふ頭の項中「ふ頭」を「埠頭」に改め、同表の野積場の1級地の項中

「

片上野積場	門司区片上海岸	
-------	---------	--

を

「

片上野積場	門司区片上海岸	
砂津野積場	小倉北区浅野三丁目	

に

改める。